議　　第　　２４２　　号

令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成２年条例第９８号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第４号中「土木工学。次号」を「土木工学。同号」に改める。

第１０条第３項及び第１６条第４項中「及び」を「又は」に改める。

別表第１の２の項中「燃やすごみ」の次に「又は埋立ごみ」を加え、同表中３の項を削り、４の項を３の項とし、５の項を４の項とし、６の項を５の項とする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第８条の３の改正規定は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市が定期に収集する燃やすごみ及び埋立ごみ（旧鹿本郡植木町の区域に係るものを除く。）の指定収集袋を共通のものとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。